

財務省告示第二百四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月十七日に発行する利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

平成十九年七月十三日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	募集の価格	利率	経過利子
利付国庫債券（二年）（第二十五回）	平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額面金額で千億円	千億円	千億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十九年七月十七日	額面金額百円につき百円二銭	一年	（一）日本郵政公社総裁は、払込金

の払込み

額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受けるとして、税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三 初期利子

平成二十年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子 以
平 成 十 九 年 七 月 十 七 日	平 成 十 九 年 七 月 十 日 ま で	平 成 十 九 年 六 月 二 十 九 日 か ら 平	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 一 年 七 月 十 五 日	利 子 を 支 払 う 。
					て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期におい
						毎年一月十五日及び七月十五日